

騒音に関する規制基準

(ア) 特定工場等における騒音の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第35条別表第11、昭和48年 広島県告示第171号)

区域の区分		時間の区分	許容限度(デシベル)		時間の区分	
種別	地域		法	条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	50	6:00	朝
		朝・夕	45	45	8:00	
		夜間	45	45		昼間
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	55	55		
		朝・夕	50	50		
		夜間	45	45		
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	昼間	60	65	18:00	夕
		朝・夕	60	65	22:00	夜間
		夜間	50	55		
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域(工業専用地域を含む。)	昼間	70	70		夜間
		朝・夕	70	70		
		夜間	60	65	6:00	

[備考]

- 騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

(イ) 特定建設作業騒音の規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)

(昭和48年 広島県告示171号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デシベル)	禁止される 作業時間	1日の 作業の 許容時間	連続作 業の許 容期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけんを除く。) くい抜機、くい打くい抜機 (圧入式、アースオーガー 併用を除く。) ②びょう打機 ③さく岩機 (移動距離50m以上を除く。) ④空気圧縮機 (電動機以外の原動機で 定格出力が15kW以上) ⑤コンクリートプラント (混練容量0.45m ³ 以上) アスファルトプラント (混練重量200kg以上) ⑥バックホウ (原動機の定格出力が 80kW以上) ⑦トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kW以上) ⑧ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kW以上)	第1号 区域	85	午後7時 から 午前7時 まで	10 時間	6日 以内	日曜日 その他 の休日 には行 わない こと
	第2号 区域		午後10時 から 午前6時 まで	14 時間		

[備考]

- 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域にあって、学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 上記の作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。
- ⑥、⑦、⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。